

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バンブグラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバンブグラ デシ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	147,000千円 H16.3.31まで	H16.1.27 ダッカで (同口)	日本側 堀口松城在バンブ グラデシエ使 側 ミルジ バンブグラデシエ使 側 ク・ホセ ヤン・タサトック大蔵省経済 イソベツク大蔵省経済 関係局長 官	H16.9.22 628号
バンブグラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバンブグラ デシ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	163,000千円 H17.3.31まで	H16.5.25 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バンブ グラデシエ使 側 ミルジ バンブグラデシエ使 側 ク・ホセ ヤン・タサトック大蔵省経済 イソベツク大蔵省経済 関係局長 官	H16.10.7 670号
バンブグラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバンブグラ デシ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	352,000千円 (H16年度 47,000千円) H17.3.31まで (H17年度 155,000千円) H18.3.31まで (H18年度 90,000千円) H19.3.31まで (H19年度 60,000千円) H20.3.31まで	H16.5.25 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バンブ グラデシエ使 側 ミルジ バンブグラデシエ使 側 ク・ホセ ヤン・タサトック大蔵省経済 イソベツク大蔵省経済 関係局長 官	H16.11.8 707号
バンブグラデシ ユ	第五次多目的サイクロン・シエルター建設計画の贈与に 関する日本国政府とバンブグラ デシ人民共和国政府との間の 交換公文	第五次多目的サイクロン・シエルター建設計画を 実施するために必要な 1. 多目的サイクロン・シエルターの建設に必要な生産 物及び役割の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役割の供与	645,000千円 (H16年度 214,000千円) H17.3.31まで (H17年度 431,000千円) H18.3.31まで	H16.6.17 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バンブ グラデシエ使 側 ミルジ バンブグラデシエ使 側 ク・ホセ ヤン・タサトック大蔵省経済 イソベツク大蔵省経済 関係局長 官	H16.10.7 671号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシ ユ	水質検査システム強化計画のため の贈与に関する日本国政府と バングラデシ人民共和国政府 との間の交換公文	水質検査システム強化計画を実施するために必要 な中央実験所の建設及び既存地方実験所2箇所の改修 に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 上記2.の機材の操作指導のために必要な役務の供与 6. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	495,000千円 H17.3.31まで	H16.9.21 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バン グラデシ駐シムラ側 ミルジ ヤン・カタクトク大蔵省経 済関係局長次官	H17.1.19 51号
バングラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバン グラデシ人民共和国政府との 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要 な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	88,000千円 H18.3.31まで	H17.5.23 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バン グラデシ駐シムラ側 モハラ ド・イヌマイ経済関係 局長次官	H17.6.24 509号
バングラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバン グラデシ人民共和国政府との 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要 な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	272,000千円 (H17年度 35,000千円) H18.3.31まで (H18年度 131,000千円) H19.3.31まで (H19年度 67,000千円) H20.3.31まで (H20年度 39,000千円) H21.3.31まで	H17.7.14 東京で (同日)	日本側 堀口松城在バン グラデシ駐シムラ側 モハラ ド・イヌマイ経済関係 局長次官	H17.8.12 774号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成○年△月□日をHO△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (物加算日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
バンングラデシ ユ	地方道路簡易橋設置計画のため の贈与に関する日本国政府とパ ンングラデシ政府との交換公文	地方道路簡易橋設置計画を実施するた めに必要な 1. 資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の資材の輸送に必要な役務の供与	679,000千円 H18.3.31まで	H17.11.10 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バンング ラデシ駐大使 バンングラデシ側 モハマ ド・イスハメド・ガビ ラニ 財務省経済関係 次官	H17.11.24 1097号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、.....と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。